

外国人材を雇用する事業者の方へ

◀ もっと活躍・定着 ▶

# 外国人材 スキルアップ支援 補助金

応募期間

令和7年4月24(木)～令和7年11月28日(金)

補助対象者

- ① 外国人材(技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務のいずれかの在留資格)を雇用している県内事業者
- ② ①の事業者と提携している県内に所在する監理団体
- ③ ①の事業者と提携している県内に所在する登録支援機関

補助対象経費

補助対象者が実施する

- ・日本語教育にかかる経費
- ・技能検定対策にかかる経費



補助上限額

10万円

補助率

2/3

申請方法・お問い合わせはこちら



産業労働部 未来人材課

外国人材対策担当 大賀、平野  
095-895-2733

## Q.どんなことに使えるの？

A.外国人材の在留資格延長、定着に向けた各種検定試験への対策や日本語教育に対する取組が補助の対象です。

例えば…

### ① オンラインでの日本語研修受講

- ・受講料
- ・テキスト代



### ② 近隣施設を利用して、外部講師による日本語研修開催

- ・外部講師への謝金
- ・外部講師の旅費交通費
- ・施設使用料
- ・テキスト代



### ③ 専門事業者が実施する、技能検定合格に向けた対策講習会に参加

- ・参加費(講習材料費込み)
- ・研修施設までの外国人材の旅費



※上記は取組の一例です。上記取組例以外にも補助対象となる場合がありますので、お気軽にお問合せください。